

※本公募は、令和8年度佐渡市当初予算の成立と国の地域未来交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前準備行為であり、業務委託を確約するものではないことに留意すること。

フィルムコミッション運営支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 公募の概要

(1) 公募の目的

メディアとの連携を図り、市内での映画やテレビドラマ、CM等のロケーション（以下「ロケ」という。）撮影を支援するとともに、活用されたロケ情報や撮影シーンの映像を公開する等、効果的に情報発信することで、シビックプライドの醸成につなげ、市内周遊を促進し、地域の賑わい創出につなげることを目的とする。

この実施要領は、受託事業者選定にあたり、実績や能力、業務実施にあたって専門的な視点からの提案等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

(2) 業務委託の内容

「フィルムコミッション運営支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月19日（金）まで

(4) 委託上限額

4,642千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額には、委託事業者との打ち合わせに要する費用や企画提案に基づく委託業務の全てが含まれるものとする。本業務の契約金額を示すものではない。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加表明書提出日を基点として、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、基準日から契約締結までの間に、要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- (2) 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 国税または地方税を滞納していない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをされた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第6号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 提案事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者又は受けること

ができる者であること。

- (7) 佐渡市内に事業所（支店、営業所を含む。）を有すること。

3 実施スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル参加者募集開始	令和8年3月2日（月）
質問書の受付期間	令和8年3月2日（月）から 令和8年3月9日（月）正午まで
参加表明書の提出期限	令和8年3月9日（月）正午まで
質問書に対する回答	令和8年3月11日（水）午後5時まで
企画提案書の提出期限	令和8年3月18日（水）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年3月23日（月）午前
審査選定結果通知	令和8年3月24日（火）【予定】

4 質問の受付

本実施要領等に関する質問は次のとおり受け付ける。

- (1) 質問の受付期限

令和8年3月9日（月）正午まで

- (2) 提出方法

質問は、件名に「フィルムコミッション運営支援業務委託に係る質問（事業者名）」を明記のうえ、質問書（様式第1号）を添付し、電子メールにより提出すること。

送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

- (3) 提出先

佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課 s-kanko@city.sado.niigata.jp

- (4) 回答方法

令和8年3月11日（水）午後5時までに参加表明書の提出者全員に電子メールで回答する。

5 参加表明書の提出等

- (1) 資料の配布

実施要領等、公募に関する資料・様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。

- (2) 参加

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書（様式第2号）を提出すること。

(3) 提出方法

件名に「フィルムコミッション運営支援業務委託に係る参加表明書（事業者名）」を明記のうえ、参加表明書（様式第2号）及び誓約書（様式第7号）を添付し、電子メールにより提出すること。

送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

(4) 提出期限

令和8年3月9日（月）正午まで

(5) 提出先

佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課

電子メール：s-kanko@city.sado.niigata.jp 電話：0259-67-7602

(6) 辞退の方法

参加表明書提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限前日までに辞退届（様式第3号）を電子メールにより提出すること。送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

6 企画提案書の提出等

企画提案書は、参加表明書の提出を行って参加資格の確認を受けた事業者のみ、提出できるものとし、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時必着

(2) 提出先

佐渡市観光文化スポーツ部観光振興課

電子メール：s-kanko@city.sado.niigata.jp 電話：0259-67-7602

(3) 提出方法

件名に「フィルムコミッション運営支援業務委託に係る企画提案書（事業者名）」を明記のうえ、電子メールにより提出すること。送付後、提出先宛に受信確認の電話を行うこと。

(4) 提出書類（データをメールに添付）

（様式4） 企画提案書等提出書

（様式5） 企画提案者に関する調書

（様式6） 業務実施体制調書

（任意様式） 企画提案書

（任意様式） 見積書

(5) 企画提案書作成上の注意点

- ① 企画提案に要する一切の費用は、事業者の負担とする。
- ② 企画提案書の内容に不足がある場合、その項目は0点とする。
- ③ 提出された企画提案書について書き換え又は撤回することはできない。
- ④ 企画提案書は、審査以外には無断で使用しない。ただし、佐渡市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

7 提出資料の取扱い等

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書について書き換え又は撤回することはできない。
- (3) 企画提案書は、審査以外には無断で使用しない。ただし、佐渡市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

8 企画提案の審査・方法

(1) 審査方法

- ・ 本業務における企画提案に係る審査は、「フィルムコミッション運営支援業務委託に係る受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。
- ・ 提案者によるプレゼンテーションを行った上で、企画提案内容等について総合的に審査し、採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点のものを最優秀提案者とする。
- ・ 最高得点のものが複数の場合、選定委員会が総合的に判断し最優秀提案者を選定する。

(2) 選定委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングについて

- ① 日時：令和8年3月23日（月）午前10時00分から
- ② 場所：佐渡市役所第1庁舎2階 大会議室（新潟県佐渡市千種232）
- ③ 出席者：参加者側の出席者は2名までとする。
- ④ 実施順：順番及び時間は、参加表明書を受理した後に電子メールにて連絡する。
- ⑤ 説明時間：各参加者 15分以内とする。

(3) 審査項目

審査項目	審査事項	配点
企画性	<ul style="list-style-type: none">・業務の目的や主旨を十分に理解しているか。・実施手段が適切で、具体的かつ実現性のある内容となっているか。・映像制作者や市、施設管理者等との調整が円滑に行える体制となっているか。・業務の目的を達成するための効果が見込める提案内容になっているか。	40点
独創性	<ul style="list-style-type: none">・業務の目的を達成するための工夫がなされているか。・提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られる提案がなされているか。	20点
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・業務を実施するうえで十分な体制か。・業務を円滑かつ効果的に実施できる計画か。・過去に本業務と類似の業務実績があり、受託者として十分であるか。	35点
費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・提案内容に対して妥当な価格設定となっているか。	5点

(3) 受託者の選定

審査の結果、得点の最も高い者が最優秀提案者に選定される。また、市が定める基準を満たす企画提案が無かった場合、再度企画競争を行う。

(4) 審査結果の通知及び公表

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知する。また、受託候補者は佐渡市ホームページに公表する。なお、本プロポーザルの審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

9 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 「2 参加資格要件」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）者による提案。
- (2) 「5 参加表明書の提出等」に定める参加表明書を提出しなかった者による提案。
- (3) 「6 企画提案書の提出等」に定める提出期限を過ぎて提出された提案。
- (4) 企画提案書その他提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

10 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、委託契約締結前に佐渡市との契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、佐渡市が示した仕様書及び受託候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、佐渡市と受託候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

受託候補者との協議が整わなかった場合や受託候補者が委託契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と協議を行う。

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案者が1者しかいない場合においても、選定委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングにより選定を行う。
- (3) 本業務委託は、令和8年度佐渡市当初予算の成立を前提とした年度開始前の事前準備行為であり、業務委託を確約するものではないことに留意すること。

12 問い合わせ先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地

佐渡市役所観光文化スポーツ部観光振興課

電話：0259 - 67 - 7602 電子メール：s-kanko@city.sado.niigata.jp